経済産業省令第六十三号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第三条第一項、 第 七

条第二項、 第十二条、 第十四条第一項、 第十五条及び第十六条の規定に基づき、中小企業における経営の

承継の円滑化に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十年九月五日

経済産業大臣 二階 俊博

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

(定義)

第一条 この省令において「中小企業者」とは、 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以

下「法」という。)第二条に規定する中小企業者をいう。

- 2 この省令において「特例中小企業者」とは、法第三条第一項に規定する特例中小企業者をいう。
- 3 この省令において「旧代表者」とは、 法第三条第二項に規定する旧代表者をいう。
- 4 この省令において「後継者」とは、法第三条第三項に規定する後継者をいう。
- 5 この省令において「戸籍謄本等」とは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証

明書及び除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書をいう。

6 条 第 この省令において「従業員数証明書」とは、 一項及び第二十二条第一項の規定による標準報酬月額 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) 第二十 の決定を通知する書類、 健康保険法 (大正

十一年法律第七十号) 第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定による標準報酬月額の決定を通知

する書類その他の中小企業者が常時使用する従業員の数を証するために必要な書類をい

7 六項に規定する金融商品取引所に上場され この省令において「上場会社等」とは、 金融商品取引法 ている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価 (昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十

証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社をいう。

8 建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。 この省令において「事業用資産等」とは、中小企業者の事業の実施に不可欠な不動産(土地若しくは 以下同じ。) 及び動産並びに当該中小企業者に対す

る貸付金及び未収金

を

いう。

9 において同じ。)の関係者のうち次に掲げるものをいう。 この 省令におい て 同族関係者」 とは、 中小企業者の代表者 (代表者であった者を含む。以下この項

- 一 当該代表者の親族
- 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 当該代表者の使用人

四 前三号に掲げる者以外の者で当該代表者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している

もの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

六 次に掲げる会社

1 代表者等 (当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。以下同じ。) が会社の総

株主等議決権数(総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行

使することができない株主を除く。)又は総社員の議決権の数をいう。 以下同じ。) の百分の五十

を超える議決権の数を有する場合における当該会社

代表者等及びこれとイの関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議

決権の数を有する場合における当該他の会社

八 代表者等及びこれとイ又は口の関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超

える議決権の数を有する場合における当該他の会社

10 この省令において「特別子会社」とは、 会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他

の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいう。

11 この省令において「大法人等」とは、法人であって、中小企業者以外のものをいう。

(法第三条第一項の経済産業省令で定める要件)

第二条 法第三条第一項の経済産業省令で定める要件は、 三年以上継続して事業を行っていることとする。

(法第七条第一項の確認の申請)

第三条 法第七条第二項の申請書は、 様式第一によるものとする。

2 法第七条第二項第三号の経済産業省令で定める書類は、 次に掲げるものとする。

法第四条第 一項の規定による合意(法第五条又は第六条の規定による合意をした場合にあっては、

同項及び第五条又は第六条の規定による合意。 以下同じ。 の書面に当事者が押印した場合にあって

は 当該当事者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書(法第七条第一項の確認を申請する日の前三月

以内に作成されたものに限る。)

法第四条第一項の規定による合意をした日 (以下「合意日」という。) における特例中小企業者の

定款の写し(会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律の規定により定款の変更をしたもの

とみなされる事項がある場合にあっては、 当該事項を記載した書面を含む。)

特例中小企業者の登記事項証明書(法第七条第一項の確認を申請する日の前三月以内に作成された

ものに限る。)

 \equiv

四 合意日における特例中小企業者の従業員数証明書

五 特例中小企業者の合意日の属する事業年度の直前の三事業年度の貸借対照表、 損益計算書及び事業

報告書

六 特例中小企業者が上場会社等に該当しない旨の誓約書

七 特例中小企業者が農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法

人 同法第十五条の二第一項の報告をしなければならないものに限る。 以下同じ。) である場合にあ

っては、 合意日において農業生産法人である旨の農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十

六年法律第八十八号) 第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村に

あっては、 市町村長) の証明書

八 旧代表者が合意日において特例中小企業者の代表者でない場合にあっては、 旧代表者が当該特例中

小企業者の代表者であった旨の記載のある登記事項証明書

合意日における旧代表者のすべての推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち

九

+ 特例中小企業者が株式会社である場合にあっては、 合意日における株主名簿の写し

被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。

)を明らかにする戸籍謄本等

+ 前各号に掲げるもののほか、 法第七条第一項の確認の参考となる書類

第一項の申請書には、 当該申請書の写し及び法第七条第二項第一号の書面の写し各二通を添付するも

のとする。

3

4 法第七条第 項の確認の申請は、 特例中小企業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局を経

由して行うことができる。

農林水産大臣への通知)

第四条 経済産業大臣は、 特例中小企業者が農業生産法人であるときは、 農林水産大臣に対し、 農業生産

法人たる特例中小企業者の後継者から法第七条第一項の確認の申請があった旨を通知するものとする。

(確認書の交付)

第五条 経済産業大臣は、 法第七条第一項の確認の申請を受けた場合において、 当該確認をしたときは様

式第二による確認書を交付し、 当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第三により申請者である後

継者に対して通知しなければならない。

2 法第四条第 項の規定による合意の当事者は、 経済産業大臣に対し、 様式第四による申請書を提出し

て 法第七条第一項の確認をしたことを証明した書面 (以下「確認証明書」という。) の交付を請求す

ることができる。

3 確認証明書は、様式第五によるものとする。

(法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由)

第六条 法第十二条第一 項 第 一 号の経済産業省令で定める事由は、 中小企業者の代表者 (代表者であった

者を含む。)の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であって、次に掲げるものとする。

とができない株式を除く。) 又は持分をいう。以下同じ。) 又は事業用資産等を取得する必要がある 者の株式等 当該中小企業者又はその代表者が、当該中小企業者又は当該代表者以外の者が有する当該中小企業 (株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使するこ

一 当該中小企業者の代表者が相続若しくは遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。 株式等若しくは事業用資産等に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれること(第七 以下同じ。)又は贈与(遺贈に含まれる贈与を除く。以下同じ。)により取得した当該中小企業者の

号に掲げる事由に該当する場合を除く。)。

三 当該中小企業者の代表者 (代表者であった者を含む。) が死亡又は退任した後の三月間における当 該中小企業者の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が、前年同期の三月間における売 上高等の百分の八十以下に減少することが見込まれること。

四 である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。) からの仕入れに係る取引条件について当該中小 **仕入先 (当該中小企業者の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が百分の二十以上**

企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

五 取引先 金融機関 (預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関

農水産業協 |同組合貯金保険法 (昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水 産業協

組合、 株式会社日本政策金融公庫、 沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、

当該中小企業者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が百分の二十以

上である場合における当該取引先金融機関に限る。 以下同じ。) からの借入れに係る返済方法その他

の借入条件の悪化、 借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障

が生じたこと。

六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事審

判法 (昭和二十二年法律第百五十二号)により審判が確定し、 若しくは調停が成立したこと。

1 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて

当該代表者が他 の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺 産 の分割

当該代表者が有する当該中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場

合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償

七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者が相続又

は 遺 贈 により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれること。

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第

五 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社(以下「風俗営業会社」という。

に該当しないこと。

当該中小企業者の直近の事業年度末における資産の価額の総額に占める次に掲げる資産 (以下「

特定資産」という。)の価額の合計額の割合が百分の七十以上である会社(以下「資産保有型会社

」という。)に該当しないこと。

(1) 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び持分(当該中小企業者の特別子会社(直

近の事 業年度末における資産の価額 の総額に占める同項に規定する有価証券及び持分 (当該特別

!の特別子会社の株式又は持分を除く。) 並びに2から5までに掲げる資産 (以下「) 特別特

定資産」という。)の価額の合計額の割合が百分の七十以上である会社(以下「資産保有型子会

社」という。) 又は直近の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計

額の割合が百分の七十五以上である会社(以下「資産運用型子会社」という。)以外の会社に限

る の株式又は持分を除く。

当該中小企業者が現に自ら使用していない不動産

(3)(2) ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利(事業の用に供することを目的として有するものを

除く。)

4) 絵画、 彫刻、 工芸品その他の有形の文化的所産である動産、 貴金属及び宝石 (事業の用に供す

ることを目的として有するものを除く。)

(5) 現預金(当該代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対する貸付金及び未収金を含む。)

八 当該中小企業者の直近の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割

合が百分の七十五以上である会社(以下「資産運用型会社」という。)に該当しないこと。

当該中小企業者の直近の事業年度における総収入金額が零を超えること。

朩 当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上であること。

当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大法人等又は風俗営業会社に該当しないこと。

1 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者(以下「経営承継相続人」という。

であること。

1) 相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者(代表権を制限されている者を

除く。 以下この号において同じ。) であって、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小

企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、

かつ、

当該代表者が有する

当該株式等に係る議決権 の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権 の数も

下回らない者であること。

(2) 第十五条第一項の確認(第十六条第一項又は第二項の変更の確認があった場合には、 変更後の

確認。 以下この号において同じ。)を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継 者 (第十

四条第三号の特定後継者をいう。 において同じ。) であり、 かつ、 当該代表者の被相 続 人(遺

た者を含む。 以下同じ。) の死亡の直前において当該中小企業者の役員 (会社法第三百二

十九条第一項に規定する役員をいい、当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、 業務を

執行する社員をいう。以下同じ。)であったこと(次に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

_

() 当該代表者(二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。

その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人が六十歳未満で死亡した場合

) 当該代表者が、その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人の死亡の直前において当該

中小企業者の役員であった場合であって、 当該被相続人の死亡の直前において当該代表者が有 (

ていた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続 (公正証書による遺言によって当該

中小企業者の株式等につき遺産の分割の方法が定められたものに限る。) 又は遺贈 (公正証

による遺言によって特定の名義で行われたものに限る。) により取得した当該株式等に係る議

決権 の数の合計数が総株主等議決権数の百分の五十を超える数であるとき。

)

(当該特定後継者が死亡した場合であって、 当該代表者が第十五条第 項 の 確認を受けた当該

中小 の当該確認に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者 (第十四条第六号の

新たに特定後継者となることが見込まれる者をいう。)であるとき。

(3) 当該代表者の被相続人の死亡の日から法第十二条第一項の認定を申請する日(以下「認定申請

日日 という。) までの間に当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小

企業者の株式等の全部又は一部を譲渡してい ないこと。

4)

代表者(第十四条第四号の特定代表者をいう。)であったこと(2(又は)のいずれかに該当す

当該代表者の被相続人が第十五条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定

る場合を除く。)。

5) 当該代表者の被相続人が、 その死亡の直前において、 当該被相続人に係る同族関係者と合わせ

て当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該被相

続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企

業者の経営承継相続人となる者を除く。)が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らな

かっ た者であること。

チ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類 の株式を

発行している場合にあっては、当該株式を当該中小企業者の代表者(当該中小企業者の経営承継相

続人に限る。)以外の者が有していないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、 当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

2 前項第七号口及び八の規定の適用については、 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当するとき

は 当該中小企業者は資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないものとみなし、当該中小企業者

の特別子会社が次に掲げるいずれにも該当するときは、当該特別子会社は資産保有型子会社及び資産運

用型子会社に該当しないものとみなす。

事務所、 店舗、 工場その他の固定施設を所有し、 又は賃借していること。

二 常時使用する従業員の数が五人以上であること。

 \equiv 経営承継相続人の被相続人の死亡の日において、三年以上継続して、自己の名義をもって、 かつ、

自己の計算において次に掲げるいずれかの行為をしていること。

1 商品販 流売等 (商品の販売、 資産の貸付け又は役務の提供で、 継続して対価を得て行われるものを

61 ſί その商品 の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。 以下同じ。)

広告又は宣伝による商品販売等に関する契約の申込み又は締結の勧誘

商品販売等を行うために必要となる資料を得るための市場調査

八

商品販売等を行うに当たり法令上必要となる行政機関 の許認可等 (行政手続法 (平成五年法律第

八十八号) 第二条第三号に規定する許認可等をいう。 についての同号に規定する申請又は当該

認可等に係る権利の保有

朩 知的財産権 (特許権、 実用新案権、 育成者権、 意匠権、 著作権、 商標権その他の知的財産に関し

て法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。 以下同じ。 の)取得. を

するため の出願若しくは登録 (移転の登録を除く。 の請求若しくは申請 (これらに準ずる手続 を

含む。)、 知的財産権等(実施権及び使用権を含むものとし、 商品販売等を行うために必要となる

ものをいう。以下同じ。)の移転の登録(実施権及び使用権にあっては、これらの登録を含む。

請求若しくは申請(これらに準ずる手続を含む。)又は知的財産権若しくは知的財産権等の保有

の

商品 販 売等を行うために必要となる資産 (第一号の固定施設を除く。 の所有又は賃借

ト イからへまでに掲げる行為に類するもの

法第十二条第一項第二号の経済産業省令で定める事由は、 他の個人である中小企業者の死亡又は当該

他の個人である中小企業者が営んでいた事業の譲渡に起因する当該事業の経営の承継に伴い生じる事由

であって、次に掲げるものとする。

当該中小企業者が、 当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必

要があること。

当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る

相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

 \equiv

当該

他

の個人である中小企業者が死亡又は当該他の

し た後の三月間における当該中小企業者の売上高等が、 前年同期の三月間における売上高等の百分の

八十以下に減少することが見込まれること。

四 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われ

たこと。

五 取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、 借入金額の減少又は与信取

引 の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

渡

個人である中小企業者が営んでいた事業を譲

六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、 裁判上若しくは裁判外の和解があり、 又は家事審

判 は法により審判が確定し、 若しくは調停が成立したこと。

1 当該中小企業者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該中小企業者が他の共同相続人

に対して債務を負担する旨の遺産の分割

当該中小企業者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業

用資産等の返還 義務を免れるための価額弁償

七 前各号に掲げるもののほか、 当該中小企業者の事業活動 の継続に支障を生じさせること。

認定の申請

第七条 法第十二条第一項の認定 (前条第一項第七号の事由に係るものを除く。) を受けようとする中小

企業者は、 様式第六による申請書に、 当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類 (前条第一項各号(第

七号を除く。) 又は第三項各号に掲げる事由のうち当該中小企業者に生じているものを証するために必

要なものに限る。 を添付して、 経済産業大臣に提出するものとする。

当該中小企業者の代表者の被相続人(当該中小企業者が個人である場合にあっては、 当該個人の被

相続人)の戸籍謄本等

当該中小企業者又はその代表者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証 崩書

当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書 類

 \equiv 当該中小企業者の代表者(当該中小企業者が個人である場合にあっては、 当該個人) が相続若しく

は 遺 贈又は 贈与により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与

税の見込額を記載した書類

四 前条第一 項第六号又は第三項第六号の判決、 裁判上若しくは裁判外の和解、 審判又は調停に係る判

決書、 和解契約書、 裁判上の和解の調書、 審判書又は調停 の 調 書

五 当該中小企業者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

六 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われ

たことを証する書類

七 取引先金 融機関 からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、 借入金額の減少又は与信取

引 の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類

八 認定申請日における当該中小企業者の従業員数証明書

九 当該中小企業者が会社である場合にあっては、 次に掲げ る書 類

1 登記 事 項証明書 (認定申請日の前三月以内に 作成され たも のに限る。

認定申請日における当該中小企業者の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更

をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、 当該事項を記載した書面を含む。

八 当該中小企業者の認定申請日の属する事業年度の直前 の事業年度の貸借対照表、 損益計算書及び

事業報告書

= 当該中小企業者が株式会社である場合にあっては、 認定申請日における株主名簿の写し

ホ 当該中小企業者が上場会社等に該当しない旨の誓約書

^ 当該中小企業者又はその代表者が譲受けの申込みをしようとする当該中小企業者の株式等の価格

を証する書類

1 当該中小企業者又はその代表者以外の者が当該中小企業者の事業用資産等を有していることを証

する書類

+ 当該中小企業者が個人である場合にあっては、 次に掲げる書類

1 当該中小企業者の認定申請日の属する年の前年の会計帳簿及び貸借対照表又はこれらに準ずる書

類並びに 事業内容の概要を記載した書 類

当該中小企業者以外の者が当該中小企業者の事業用資産等を有していることを証する書類

八 他の個人である中小企業者との間の事業の譲渡に関する契約書

+ 前各号に掲げるもののほか、 法第十二条第一 項の認定 (前条第一項第七号の事由に係るものを除

の参考となる書類

2 法第十二条第一項の認定(前条第一項第七号の事由に係るものに限る。)を受けようとする会社であ

る中小企業者は、 当該中小企業者の代表者の被相続人の死亡の日の翌日から十月以内に、 様式第七によ

る申請書に、 当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、 経済産業大臣に提出するものとす

る。

たものとみなされる事項がある場合にあっては、 認定申請日における当該中小企業者の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更を

当該事項を記載した書面を含む。

当該中小企業者の経営承継相続人の被相続人の死亡の直前及び死亡の日における当該中小企業者の

株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、 定款の写し (会社法そ の他 の法

律 の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、 当該事項 を記 載 した

書面を含む。))

 \equiv 登記事項証明書 (当該中小企業者の経営承継相続人の被相続人の死亡の日から認定申請日までの間

に作成されたものに限る。)

四 当該中小企業者の経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相

続税の見込額を記載した書類

五 当該中小企業者の経営承継相続人の被相続人の死亡の日又は当該経営承継相続人が代表者に就任し

た日のいずれか遅い日(以下「従業員数起算日」 という。 における当該中小企業者の従業員数証明

書

六 当該中小 企業者の認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度 (前条第二項に該当する中小企業

者である場合にあっては、三事業年度)の貸借対照表、 損益計算書及び事業報告書

七 認定申請日において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 認定申請日において当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、 大法人等又は風俗営業会社に該当

しない旨の誓約書

九 当該中小企業者の経営承継相続人及びその被相続人の親族(当該中小企業者の株式等を有する親族

に限る。) の戸籍謄本等

+ 第十五条第一 項 の 確認を受けている場合にあっては、 同条第三項の確認書(第十六条第一項又は第

二項の変更の確認があっ た場合には、 同条第四項で準用する第十五条第三項 の確認書を含む。

+ 前各号に掲げるもののほか、 法第十二条第一 項の認定 (前条第一項第七号の事由に係るものに限

る。) の参考となる書類

3 経済産業大臣は、 前二項 の申請を受けた場合において、 法第十二条第一 項の認定をしたときは様式第

八による認定書を交付し、 当該認定をしない旨の決定をしたときは様式第九により申請者である中小企

業者に対して通知しなければならない。

(認定の有効期限)

第八条 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものを除く。) の有効期限は、 当 該

認定を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日とする。

2 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。 の有効期限は、 当該認定

を受けた日の翌日から起算して五年を経過する日とする。

(認定の取消し)

第九条 経済産業大臣は、 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものを除く。) を

受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が、 次に掲げるいずれかに該当することが判明

したときは、その認定を取り消すことができる。

当該認定中小企業者が会社である場合にあっては、 当該認定中小企業者の当該認定の申請に係る代

表者が退任したこと。

当該認定中小企業者が個人である場合にあっては、 当該認定中小企業者が事業の全部を廃止又は譲

渡したこと。

三 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

2

経済産業大臣は、 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。) を受け

L たときは、 その認定を取り消すことができる。

た中小企業者(以下「特別認定中小企業者」という。

) が、

次に掲げるいずれかに該当することが判明

当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が死亡又は当該特別認定中小企業者の代表者を退任した

当該特別認定中小企業者が経営承継相続人の代表権に制限を加えたこと (民事再生法 (平成十一年

第一項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合を含む。

法律第二百二十五号)第六十四条第二項又は会社更生法

 \equiv 報告基準日(第十二条第一項の報告基準日をいう。以下この項において同じ。)において、 当該特

別認定中小企業者の常時使用する従業員の数が従業員数起算日における常時使用する従業員 の数の百

分の八十を下回る数となったこと。

四 する当該特別認定中小企業者の株式等に係る議決権の数が当該特別認定中小企業者の総株主等議決権 当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が、 当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて有

(平成十四年法律第百五十四号)第四十二条

数の百分の五十以下となったこと。

五 当該特別認定中小企業者の経営承継相続人に係る同族関係者が当該経営承継相続人が有する当該特

別認定中小 企業者の株式等に係る議決権 の数を超える議決権の数を有するに至ったこと。

六 当該特別認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、 その経営承継相続人が当該認定に係る

被相続人から相続又は遺贈により取得した当該特別認定中小企業者の株式の全部又は一部の種類を株

主総会にお いて議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七 当該特別認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、 その経営承継相続人が有する議決権 を

制限する旨の定款の変更をしたこと。

八 当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が、 当該認定に係る被相続人から相続又は遺贈により取

得した当該特別認定中小企業者の株式等の全部又は一部を譲渡したこと(当該特別認定中小企業者が

会社分割に より吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。) 又は

新設分割会社 (同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。) となる場合に お L١ て、

吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社(同法第七百六十三条に規定する新設分割設立

割承継会社をいう。)又は新設分割設立会社の株式等を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含 会社をいう。 以下同じ。)の成立の日に、 吸収分割承継会社(同法第七百五十七条に規定する吸収分

む。)。

九 当該特別認定中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の

株式を発行している場合にあっては、当該株式を経営承継相続人以外の者が有するに至ったこと。

+ 当該特別認定中小企業者が解散(合併により消滅する場合を除き、 会社法その他の法律 の規定によ

+ IJ 解散 当該特別認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。 たものとみなされる場合を含む。) したこと。

報告基準日において、 当該特別認定中小企業者が資産保有型会社又は資産運用型会社(第六条第

二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、自己の名義をもって、 かつ、自己

の計算にお いて同項第三号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしてい るものの株式又は 持分を特

定資産から除い)に該当したこと(第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であって、 た場合であっても、 資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する会社に限 。 る。 以下

の名義をもって、 かつ、 自己の計算において同項第三号イからトまでに掲げるいずれかの行為をして

L١ るときを除く。)。

報告基準日の直近の事業年度において、 当該特別認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。

十四四

当該特別認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

十六 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

第十二条第一項及び第三項から第五項までの報告をせず、

又は虚偽の報告をしたこと。

十五

資本金の額を減少したこと(同法第三百九条第二項第九号イ及び口に該当する場合を除く。)。

当該特別認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により

特別認定中小企業者が法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。) を

3

受け た後、 その経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合であって、 その旨を証す

る書 |類を経済産業大臣に提出したときは、 当該経営承継相続人が当該特別認定中小企業者の代 表者を退

任 た場合又は当該特別認定中小企業者が当該経営承継相続人の代表権 に制限を加えた場合であっ ても

前項第一号又は第二号(民事再生法第六十四条第二項又は会社更生法第四十二条第一項の規定による

管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合を除く。)に該当しないものとみなす。

規定する障害等級が一級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。 規定により精神障害者保健福祉手帳 (同法施行令 (昭和二十五年政令第百五十五号) 第六条第三項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の

帳 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手 (身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているものに限る。 の交付を受け

三 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第十九条第一項の規定により要介護認定 (要介護状態区 分が要介護五である場合に限る。)を受けたこと。

四(前三号に掲げる場合に類すると認められること。

(合併があった場合の認定の承継)

第十条 効力を失う。 特別認定中小企業者が合併により消滅したときは、 ただし、吸収合併存続会社等(吸収合併存続会社(会社法第七百四十九条第一項に規定す 当該特別認定中小企業者に係る認定は、 その

設立会社 設立会社をいう。 いて第十二条第六項の確認を受けたときは、 る吸収合併存続会社をいう。) の成立の日 (以下「合併効力発生日等」という。 以下同じ。)をいう。以下同じ。)が、 又は新設合併設立会社(同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併 吸収合併存続会社等は、 吸収合併がその効力を生ずる日又は に次に掲げる 合併効力発生日等に、 いずれにも該当することにつ 特別認定中 新設合併

てい 当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が当該吸収合併存続会社等の代表者(代表権を制限され る者を除く。 次条第 項第一号にお いて同じ。) であること。

小企業者たる地位を承継したものとみなす。

金の配当等(株式等に係る剰余金の配当、 るその買取 交付される金銭その他の資産及び当該経営承継相続人以外の株主であって合併に反対するも 吸収合併存続会社等の株式等以外の財産(当該特別認定中小企業者の経営承継相続人に対する剰余 請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付され 利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下同じ。) として てい な のに対す いこと。

当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わ

けせて吸

 \equiv

当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が、

相続人が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有す

る当該株式等に係る議決権の数も下回らないこと。

四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等、 風俗営業会社、 資産保有型会社又は資産運用型会社 (第六

条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であって、自己の名義をもって、かつ、自己の

計算において同項第三号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしている資産保有型会社又は資産運

用型会社を除く。)のいずれにも該当しないこと。

五 当該吸収合併存続会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

特別認定中小企業者が法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。

2

受けた後、その経営承継相続人が前条第三項各号のいずれかに該当していた場合であって、その旨を証

する書類を経済産業大臣に提出したときは、 当該経営承継相続人が吸収合併存続会社等の代表者でな しし

場合又は当該吸収合併存続会社等が当該経営承継相続人の代表権に制限を加えた場合であっても、 前項

第一号に該当するものとみなす。

3

吸収合併存続会社等が第一項ただし書の規定により特別認定中小企業者たる地位を承継したものとみ

) を

継前 する吸収合併消滅会社をいい、 に する従業員の数」 なされた場合における前条第二項第三号の規定の適用については、 あっては当該特別認定中小企業者及び吸収合併消滅会社 の特別認定中小企業者をいう。 とあるのは、 合併前特別認定中小企業者(次条第一項ただし書の規定による地位の承 従業員数起算日における常時使用する従業員の数に、 以下この条において同じ。)を除く。)の吸収合併がその効力を生 (会社法第七百四十九条第一 「従業員数起算日における常時使用 吸収合併 項第一号に の 場 規 定

法第七百五十三条第 ずる日 [の直 前 における常時使用する従業員の数を、 項 第 一 号に規定する新設合併消滅会社をい 新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社 ίį 合併前特別認定中小企業者を除く。 (会 社

の 新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数を、 それぞれ加えた数」と読

み替えるものとする。

株式交換等があった場合の認定の承継)

第十一 条 第九条第二項第四号及び第五号の規定にかかわらず、 特別認定中小企業者が株式交換又は株式

移転 (以下「 株式交換等」 という。 により他の会社の株式交換完全子会社等 (株式交換完全子会社

会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。) 又は株式移転完全子会社

なっ る株式移転設立完全親会社をいう。) をいう。以下同じ。) が、株式交換がその効力を生ずる日又は株 式交換完全親会社をいう。) 又は株式移転設立完全親会社 同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。)をいう。 た場合において、 株式交換完全親会社等(株式交換完全親会社(同法第七百六十七条に規定する株 (同法第七百七十三条第一項第一号に規定 以下同じ。) と

該当することについて次条第六項の確認を受けたときは、 株式交換完全親会社等は、 株式交換効力発生

日等に、

特別認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

式移転設立完全親会社の成立の日 (以下「株式交換効力発生日等」という。) に次に掲げるいずれにも

者の代表者であること。 当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が当該株式交換完全親会社等及び当該特別認定中小企業

る剰 式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産 余金 の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継相続 (当該特別認定中小企業者の経営承継相続 人以外の株主であって株 人に対す

)が交付されていないこと。

Ξ 営承継相続人が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権 該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、 当該特別認定中小企業者の経営承継相続人が、 当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当 の数がいずれ の当該 かつ、 同 族 経 係

者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らないこと。

四 六条第二項第一号及び第二号のい の)計算. 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、 Ë お ١J て同項第三号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしている資産保有型会社又は資産 ,ずれにも該当する場合であって、自己の名義をもって、 風俗営業会社、 資産保有型会社又は資産運用型会社 かつ、 自己 へ 第

五 当該株式交換完全親会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

2

運

用型会社を除く。

)のいずれにも該当しないこと。

受け 証 する書類を経済産業大臣に提出したときは、 特 た後、 別認定中小企業者が法第十二条第一項 その経営承継相続人が第九条第三項各号のいずれかに該当してい の認定 当該経営承継相続人が株式交換完全親会社等若しくは (第六条第一項第七号の 事由に係るものに限る。 た場合であって、 その旨を) を

該特別認定中小企業者の代表者でない場合又は当該株式交換完全親会社等若しくは当該特別認定中小企

業者が当該経営承継相続人の代表権に制限を加えた場合であっても、前項第一号に該当するものとみな

す。

3 株式交換完全親会社等が第一 項の規定により特別認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされ

た場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句

は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| 常時使用する従業員の数の合計数が従業員数起算日に | 業者の常時使用する | |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 当該特別認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の | 当該特別認定中小企 | 第九条第二項第三号 |
| | 業者が | |
| 当該特別認定中小企業者又は株式交換完全子会社等が | 当該特別認定中小企 | 第九条第二項第二号 |
| 同じ。)の代表者を退任 | | |
| 中小企業者に限る。以下この条及び第十二条において | | |
| 第十一条第一項の規定による地位の承継前の特別認定 | 業者の代表者を退任 | |
| 当該特別認定中小企業者又は株式交換完全子会社等(| 当該特別認定中小企 | 第九条第二項第一号 |

| 当該特別認定中小企業者又は当該株式交換完全子会社 | 当該特別認定中小企 | |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 代表者を退任 | 業者の代表者を退任 | |
| 当該特別認定中小企業者又は株式交換完全子会社等の | 当該特別認定中小企 | 第九条第三項 |
| | 者の株式等 | |
| | 該特別認定中小企業 | |
| 換完全子会社等の株式等 | 贈により取得した当 | |
| の株式等又は当該特別認定中小企業者が有する株式交 | 続人から相続又は遺 | |
| 当該経営承継相続人が有する当該特別認定中小企業者 | 当該認定に係る被相 | |
| 経営承継相続人又は当該特別認定中小企業者が | 経営承継相続人が | 第九条第二項第八号 |
| | 数 | |
| する従業員の数を加えた数 | 時使用する従業員の | |
| 業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用 | 数起算日における常 | |
| おける常時使用する従業員の数に当該特別認定中小企 | 従業員の数が従業員 | |

第十二条 特別認定中小企業者は、 当該認定を受けた日から五年間、 当該認定を受けた日の翌日から起算

報告)

号 号 号 号 号 第十二条第二項第二 号並びに第二項第 第十二条第一項第二 第十二条第一 第十二条第一項第三 第四号及び第五 項 第 業 者 業者が 代表者 常時使用する従業員 登記事項証明書 当該特別認定中小企 の数 等が 代表者 当該特別認定中小企業者及び株式交換完全子会社等 当該特別認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の 登記事項証明 当該特別認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の 常時使用する従業員の数の合計数 当該特別認定中小企業者及び株式交換完全子会社等 書 の

して一年を経過するごとの日(以下「報告基準日」という。)の翌日から起算して一月以内に、 報告基

準日における次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

一 代表者の氏名

二 常時使用する従業員の数

Ξ 当該特別認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数

四 当該特別認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。

五 報告基準日にお しし て、 当該特別認定中小企業者が資産保有型会社又は資産運用型会社 (第六条第二

項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であって、 自己の名義をもって、かつ、自己の計算に

お 11 て同項第三号イからトまでに掲げるいずれかの行為をしている資産保有型会社又は資産運用型会

社を除く。)に該当しないこと。

六 報告基準日の直近の事業年度における当該特別認定中小企業者の総収入金額

七 当該特別認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

前項の報告をしようとする特別認定中小企業者は、 様式第十による報告書に、 当該報告書の写し一通

2

及び次に掲げる書類を添付して、 経済産業大臣に提出するものとする。

報告基準日における当該特別認定中小企業者の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款

の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、 当該事項を記載し た書 面を含む。

登記事項証明書 (前項の報告をする日の前三月以内に作成されたものに限る。

当該特別認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、 報告基準日における当該特別認定中小

企業者の株主名簿の写し

Ξ

四 報告基準日における当該特別認定中小企業者の従業員数証明書

五 当該特別認定中小企業者の報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、 損益計算

書及び事業報告書

六 報告基準日において当該特別認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約

書

七 報告基準日において当該特別認定中小企業者の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、 前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

3 三号を除く。 第 一 項の規定にかかわらず、 のいずれかに該当した場合には、 特別認定中小企業者は、 その旨を経済産業大臣に報告しなけ 第九条第二項各号 (第三号、 第十二号及び第十 ればならない。

4 第 項の規定にかかわらず、 第十条第一項の吸収合併存続会社等は、 経済産業大臣に対し、 合併効力

発生日等の後、 遅滞なく、 同項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合においては、 当

該吸収合併存続会社等は、 様式第十一による報告書に、 当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添

一 吸収合併契約書又は新設合併契約書の写し

付して、

経済産業大臣に提出するものとする。

合併効力発生日等における当該吸収合併存続会社等の定款の写し(会社法その他の法律の規定によ

り定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、 当該事項を記載した書面を含む。

Ξ 合併効力発生日等の後の当該吸収合併存続会社等の登記事項証明書

兀 第一 合併効力発生日等の直前における吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社(会社法第七百四十九条 項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。以下同じ。) (新設合併の場合にあっては、 新設

合併消滅会社(同法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。)。 以下同じ。

の従業員数証明書 (第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特別認定中小企業者のも の

を除く。)

五 当該吸収合併存続会社等が株式会社である場合にあっては、合併効力発生日等における当該吸収合

併存続会社等の株主名簿の写し

六 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の合併効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度の

貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

七 当該吸収合併存続会社等が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 当該吸収合併存続会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約

5 第一 項の規定にかかわらず、 前条第一項の株式交換完全親会社等は、 経済産業大臣に対し、 株式交換

効力発生日等の後、 遅滞なく、 同項各号に該当する旨を報告しなければならない。 この場合に あっては

当該株式交換完全親会社等は、 様式第十二による報告書に、 当該報告書の写し一通及び次に掲げる書

類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一 株式交換契約書又は株式移転計画書の写し

株式交換効力発生日等における当該株式交換完全親会社等の定款の写し(会社法その他 の法律の規

定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、 当該事項を記載し た 書面 を

11 t

株式交換効力発生日等の後の当該株式交換完全親会社等及び当該株式交換完全子会社等の登記事項

証明書

四 株式交換効力発生日等の直前における当該株式交換完全親会社等の従業員数証明

五 当該株式交換完全親会社等が株式会社である場合にあっては、 株式交換効力発生日等における当該

株式交換完全親会社等の株主名簿の写し

六 当該株式交換完全親会社等の株式交換効力発生日等の属する事業年度の直 前 の事業年度 の貸借対照

表、 損益計算書及び事業報告書 (株式移転の場合にあっては、 株式移転設立完全親会社の成立の日に

おけ る当該株式移転設立完全親会社の資産の価額の総額及びその内訳を記載し た 面)

七 当該株式交換完全親会社等が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 当該株式交換完全親会社等の特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

6 経済産業大臣は、 第一項又は第三項の報告を受けた場合には第九条第二項各号に該当しないこと、 第

第一項各号に該当することをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした特別認定中小企業者 四項 の報告を受けた場合には第十条第一項各号に該当すること、 及び前項の報告を受けた場合には前 (第四

項 の報告を受けた場合にあっては吸収合併存続会社等、 前項の報告を受けた場合にあっては株式交換完

全親会社等)に対し、 様式第十三による確認書を交付するものとする。

(法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金)

第十三条 法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金は、 認定中小企業者及び特別認定中小企業者(

以下「認定中小企業者等」という。)の事業活動の継続に必要な資金であって、次に掲げるものとする。

当該認定中小企業者等の代表者が相続により承継した債務であって当該認定中小企業者等の 事業用

資産等を担保とする借入れに係るものの弁済資金

者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業用資産等を、 当該認定中小企業者等の代表

Ξ 当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡に起因する経営の承継に伴い

次に掲げ るいずれかを内容とする判決が確定し、 裁判上若しくは裁判外の和解があり、 又は 家事 審

判法により審判が確定し、 若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担 Ū た債 務

を支払うために必要な資金

1 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した

代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

当該経営を承継した代表者が有する当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対 して遺

留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための 価 語針賞

四 当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因して、 経

営を承継した代表者が、 くは 事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するため 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若 の資金

五 前各号に掲げるも ののほ か、 当該認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金

(法第十五条の経済産業省令で定める要件)

第十四条 法第十五条の経済産業省令で定める要件は、 次に掲げるものとする。

当該中小企業者が会社であること。

当該中小 企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。

 \equiv

当該中小企業者に、次に掲げるいずれかに該当する者(二人以上あるときは、そのうちの当該中小

企業者が定めた一人に限る。以下「特定後継者」という。)がいること。

1 当該中小企業者の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した場合における新たな

代表者の候補者であって、 当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当

該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの

当該中小企業者の代表者であって、当該中小企業者の他の代表者 (代表者であった者を含む。)

から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが

見込まれるもの

四 当該中小 企業者に、 次に掲げるいずれかに該当する者であって、その親族に特定後継者が いるもの

(二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「特定代表者」という。

)がいること。

1 当該中小企業者の代表者 (前号イの代表者又は口の他の代表者に限り、 代表権を制限されている

者を除く。 以下この号において同じ。 であって、 当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該

小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、 かつ、 当該代表者が有する

当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業者の特定後継

者を除く。)が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない も の

当該中小企業者の代表者であった者であって、 次に掲げるいずれ にも該当するも

1) の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であった者が有 当該代表者であった者が、 当該代表者であった者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者

する当該中小企業者の株式等に係る議決権 の数がいずれの当該同族関係者 (当該中小企業者の特

定 後継者を除く。 が有する当該株式等に係 る議決権の数も下回らな 11 者

(2) 代表者であった時において、 当該代表者であっ た者が、 当該代表者であった者に係る 同族関係

者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、 かつ

当該代表者であった者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該

同族関 係者 (当該中小企業者の特定後継者を除く。) が有していた当該株式等に係る議決権 の 数

も下回らなかったことがある者

五 特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、 特定後継者が支障なく取

得するための具体的な計画を有していること。

六

特定後継者が死亡した場合に、

新たに特定後継者となることが見込まれる者(特定代表者又は特定

後継者の親族に限る。以下同じ。) がいること。

七 前各号に掲げる要件のほか、 中小企業者が経済産業大臣の指導及び助言を特に必要としていること。

(指導及び助言に係る経済産業大臣の確認)

第十五条 中小企業者は、 前条第一号から第五号までに掲げる要件(新たに特定後継者となることが見込

まれ る者が ĺ١ る場合にあっては、 同条第一号から第六号までに掲げる要件) のいずれにも該当すること

について、経済産業大臣の確認を受けることができる。

前項の確認を受けようとする中小企業者は、 様式第十四による申請書に、 当該申請書の写し一通及び

2

次に掲げる書類を添付して、 経済産業大臣に提出するものとする。

前項 の 確 認を申請する日(以下「確認申請日」 という。)における当該中小企業者の定款 の写し(

会社法その 他 の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、 当

該事項を記載した書面を含む。)

特定代表者が確認申請日において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては、 特定代表者が当

該中小企業者の代表者であった旨の記載 のある登記事項証明書及び代表者であった時におけ こる当該-中

小企業者 の株主名簿の写し (当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、 定款 の写し (会社) 法

その 他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、 当該事項

を記載した書面を含む。))

Ξ 登記事項証明書 (確認申請日の前三月以内に作成されたものに限る。

兀 確 認 申 請日にお 11 て当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約

五 当該中小 企業者が株式会社である場合にあっては、 確認申請日における当該中小企業者の株主名簿

の写し

六 特定代表者の親族(特定後継者及び当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。)の戸籍謄本等

(新 たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、 当該者が特定後継者又は特定

代表者の親族であることを明らかにするものを含む。)

七 特定後継者が、 特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を支障なく取得する

ための具体的な計画に関する書類

八 前各号に掲げるもののほか、 前項の確認の参考となる書類

3 経済産業大臣は、 前項の申請を受けた場合において、 第一項の確認をしたときは様式第十五による確

認書を交付し、 当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第十六により申請者である中小企業者に対

して通知しなければならない。

(変更の確認)

第十六条 前条第 項 の確認を受けた中小企業者は、 特定後継者又は第十四条第六号の新たに特定後継者

となることが見込まれる者を変更しようとするときは、経済産業大臣の確認を受けなけ ればなら ない。

ただし、特定後継者を変更しようとする場合には、当該特定後継者に係る特定代表者の死亡の日以後は

当該確認を受けることができない。

2 前条第一項 の確認を受けた中小企業者は、 第十四条第一 項第五号の具体的な計画を変更しようとする

ときは、 経済産業大臣の確認を受けることができる。

3

前条第二項の規定は、

前二項の申請について準用する。この場合において、

前条第二項中「様式第十

四 とあるのは「様式第十七」と読み替えるものとする。

確 認の取消し等) 4

前条第三項の規定は、

第一項及び第二項の経済産業大臣の確認について準用する。

第十七条 経済産業大臣は、 第十五条第一項の確認(前条第一項又は第二項の変更の確認があったときは

変更後の確認。 以下この条において同じ。) を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当すると

きは、 その確 認を取り消すことができる。

第十五条第 項 の確認を受けた中小企業者の当該確認に係る特定後継者が死亡したとき(第十四条

第一 項第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいることについて、 第十五条第一 一項の

確 「認を受けた場合を除く。)。

偽りその他不正の手段により第十五条第一項の確認を受けたことが判明するに至ったとき。

三次項の申請があったとき。

2 第十五条第 項の 確 認の取消しを受けようとするときは、 同項の確認を受けた中小企業者は、 様式第

十八による申請書に、 当該申請書の写し一通を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

(権限の委任)

第十八条 法第十二条第一項の規定による経済産業大臣の権限は、 申請者の主たる事業所の所在地を管轄

する経済産業局長に委任するものとする。 ただし、 経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げな ίÌ

2 第十二条第六項及び第十五条から前条までの規定による経済産業大臣の権限は、 申請者の主たる事業

所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行

うことを妨げない。

附則

第一条 この省令は、 平成二十年十月一日から施行する。 ただし、 第二条から第五条までの規定は、 平成二

十一年三月一日から施行する。

第二条 平成二十年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に中小企業者(第十四条第一号及び

第二号に該当する者に限る。)の代表者 (二人以上あるときは、 そのうちの当該中小企業者が定めた

人に限る。 の被相続人が死亡した場合におい て、 当該代表者がその被相続人の親族であって、 かつ、

当該中小企業者が次に掲げるいずれかに該当する旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときは、 当

該中小企業者は第十四条第一号から第五号までに掲げる要件に該当することについて第十五条第 項 の

確認を受けた者であるものとみなし、 当該代表者は当該中小企業者に係る特定後継者であるものとみな

す。

当該代表者が、 その被相続人の死亡の日前に、 法第十二条第一項の認定に係る中小企業者の役員に

就任していたこと。

当該代表者が、 その被相続人の死亡の日前に、 当該被相続人から前号の中小企業者の株式等又は事

業用資産等の贈与を受けていたこと。

Ξ に対して経営の承継に係る計画的な取組が行われていたと認められること。 前 一号に掲げるものほか、 当該被相続 人の死亡の日前に第一号の中小企業者において、 当該代表者

2 前項の書類を提出する際に、 併せて、前項の規定により特定後継者であるものとみなされた代表者又

まれる者である旨の書類を提出したときは、 当該中小企業者は第十四条第一号から第六号までに掲げる

はその被相続人の親族のうちの一人が当該代表者が死亡した場合に新たに特定後継者となることが見込

要件に該当することについて第十五条第一項の確認を受けた者であるものとみなし、 当該親族は当該中

小企業者に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者であるものとみなす。